

これをやります！部長の仕事

流山市 平成28年度 『財政部長の仕事と目標』

【本帳票の見方】

部局長の仕事と目標は、前半の「A」欄から「D」欄では、各部局が本市後期基本計画で位置づけている36施策（巻末別表参照）のうち、部局ごとに担う施策の進行管理、前年度の課題とその解決策等で構成しています。後半の「E」欄は、各部局がA欄からD欄で施策を実現していくにあたり、配慮すべき共通の経営視点として位置づけた「市行財政改革・改善（カイゼン）プラン」の改革・改善項目の取組内容で構成しています。本帳票により、各部局における施策実現のPDCAサイクルを各部局長のマネジメントのもと担っています。本帳票は、年度当初に目標を設定し、途中中間報告、そして最終報告と年3回記載します。記載にあたっては、部局長のマネジメントのもと施策の事業化、実現に向けた達成目標や進行管理など、部局内で部内会議等を行うなど部内職員が共通認識にたつたうえ記載し、さらに市長、副市長ともヒアリングをし、共通認識を深めて活用しています。

財 政 部							
	組織構成（4月1日時点）	所属長名	正規職員	嘱託職員	再任用職員	臨時職員	その他
 財政部長 <small>ヤスイ アキラ</small> 安井 彰 04-7158-1111 （内線490）	財政調整課	秋元 悟	10		1	1	
	税制課	井口 仁志	21		2	4	
	市民税課	大島 尚文	13	1	2	3	
	資産税課	小島 敏明	16		3		
	職員構成人数			60	1	8	8
部の職員人数（部長含む）			78 名				（職員構成人数+1）

【A～D欄の見方】

A～D欄は、市後期基本計画で位置づけている36施策の具現化を、それぞれの施策を担う各部局が、1年のPDCAサイクルをあらわしています。A欄は、「各課の主な仕事」、B欄は、各部局が担う施策について「年度当初の課題とその解決策」をあらわしています。C欄は、「施策の取組内容」を、D欄は「施策の進捗と方向性」をあらわしています。なお、C欄とD欄は各部局が担う施策数分の表記となるので、各部局によって担当する施策数で「C1-D1」「C2-D2」「C3-D3」…のペアで記載しています。

A 各課の主な仕事（各課長記入⇒部局長確認）

課名	仕事内容
1 財政調整課	<ul style="list-style-type: none"> ・下期実施計画に則った事業展開が図れるよう、事業担当部局において新たな国及び県補助金・交付金の確保を積極的に進めるよう、制度助言等を行い歳入確保に努めます。 ・市の重要な経営資源である「ひと・もの・かね」のうち「かね」について、議会で議決された予算に基づき予算統制を徹底します。 ・経常経費の削減のほか、実施計画や行政評価に基づき計上される事業の適正査定を行い、貴重な財源である税金等が適切に配分されるように財源調整を図り予算案を作成します。 ・予算の執行が適切に行われているかを確認し、後年度に財政の硬直化を招かぬよう、貯金（基金）と借金（市債）の適正な管理を行います。 ・財政健全化法に基づく財政指標や決算統計指標などを用いて財政状況を検証し、市民の皆様にはわかりやすくお知らせします。 ・地方交付税の算定については、各種基礎数値を正確に把握し、算定作業を迅速に行うとともに、制度と事務実態について乖離がある場合、地方交付税制度の改善を図るよう地方交付税法第17条4項の規定に基づいて国に意見の申出を行っていきます。 ・市長の諮問機関である補助金等審議会においては、本市の補助金交付事業に関して、補助金の適正化に向けて審議していただくため、事務局として関係資料の作成などを行っています。

課名		仕事内容
2	税制課	<ul style="list-style-type: none"> ・市税の収納管理並びに市税及び保険料等の未収債権に係る滞納処分に関する事務を行っています。 ・市税の過誤納に係る還付・充当や証明書の発行を行っています。
3	市民税課	<ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税・県民税、軽自動車税の賦課に関することや法人等の法人市民税、市たばこ税の申告納税に関する事務を行っています。また、原動機付自転車の登録・廃車の受付を行っています。
4	資産税課	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税及び都市計画税を賦課するに当たり、土地・家屋等の課税客体の把握や適正かつ公正な評価課税に関する業務を行っています。また、土地や家屋に係る諸証明の発行を行っています。

B 年度当初の課題とその解決策 (部局長記入)

No.	施策No.	担当課	課題とその解決策
1	施策6-2	税制課 市民税課 資産税課	<ul style="list-style-type: none"> ・税務担当職員は、市民等の納税者から、より一層の公平・公正かつ適正な事務執行による賦課徴収が求められています。そのため、業務を遂行する上で、職員のスキルアップが必要不可欠であり、税の専門研修への参加や先進地視察等を積極的に行い、習得した知識を職員全員が共有できるよう課内研修及びミーティングを実施します。 ・徴収に当たっては、滞納者への納税相談を親身に行うほか、臨戸訪問や電話催告等の滞納整理を実施して、滞納者及び滞納額の増大を防止し、税負担の公平性の確保に努めます。
2	施策6-2	財政調整課 税制課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施には、既存制度の国、県補助金の確保とともに、安倍首相からの指示で政府内で検討が進められている経済対策に伴う、平成28年度国の大型補正についても、情報収集に努め、計画に位置づけられた事業の前倒しを行うなど積極的な活用を図ります。 ・滞納処分は、的確な財産調査のもとに、確実に換価できる預金、給与等の債権をはじめ、不動産、動産(自動車等)を中心に差押を実施します。 ・平日に仕事を休めない等、滞納者の生活実態に合った適切な滞納整理を行うため、業務時間外における臨時休日納付相談を実施します。
3	施策6-2	財政調整課	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省から提供された、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に沿って、財務書類の作成手順や資産台帳等の準備作業をはじめ、担当職員の研修等にも力を入れてきたところです。今後は、総務省から提供された標準ソフトウェアが一部無償提供されていることから、準備作業とともに、平成28年度決算での作成を目指して、準備作業を進めていきます。

C1 施策の取組内容 (各課長記入)

施策6-2 健全で効率的な行財政運営		
取組内容	担当課	実施時期
1 【適正な予算執行管理】 ・国の「緊急経済対策事業」を積極的に組み入れた予算の効果を最大限発揮させるため、予算執行に遅滞ないよう執行管理に努めていきます。	財政調整課	平成28年4月から平成29年3月まで
2 【補助金等審議会事業】 ・来年度の予算編成にあたっては、補助金等審議会において、新規や増額する補助金について、補助事業の必要性等を審査していただき、補助金交付のより一層の適正化を図ります。	財政調整課	平成28年4月から平成29年3月まで
3 【財政4指標及び決算統計指標の適正化】 ・実施計画に沿った予算編成を基本に、新たな財源確保に向けた制度調査を行うとともに、財政構造の硬直化を招かぬよう、物件費等の削減に努めます。	財政調整課	平成28年4月から平成29年3月まで
4 【健全財政維持条例の制定】 ・健全財政維持条例を制定するため、庁内の勉強会や先進地における条例制定の背景や効果について調査研究を行うとともに、素案の検討を行います。	財政調整課	平成28年4月から平成29年3月まで
5 【税込納事業】 ・未納者に督促状及び催告書を発送して納付を促すとともに、臨戸訪問及び電話催告を実施します。 ・休日に納税相談窓口を開設し、納税相談の機会を増やします。 ・督促や催告に何ら応えない滞納者に対する滞納処分を強化します。 ・専門研修等への参加で得た知識を課内研修等で知識の共有化に努めます。	税制課	平成28年4月から平成29年3月まで
6 【債権回収対策事業】 ・税外債権の管理や滞納整理を強化するため、債権所管課に指導や助言を行います。 ・債権所管課から移管を受けた税外債権を名寄せして、市税との一体徴収に努めます。 ・滞納者の生活実態や経済的環境を把握するため、休日等に面談の機会を設けるなど、状況に応じて適切に対応します。	税制課	平成28年4月から平成29年3月まで
7 【市民税等賦課事業】 ・納税者の税に対する意識の高まりから、一層の説明責任が求められているため、税務知識の習得に努め円滑な事務執行はもとより、公平・公正な課税を行うよう、申告相談や実態調査を適宜行い、課税客体的確な把握に努めます。	市民税課	平成28年4月から平成29年3月まで
8 【固定資産(土地・家屋)評価基礎調査事業】 ・固定資産税の評価・課税に必要な知識やスキルを習得し、課税側の立場のみでなく、納税者の方の視点にも立って、納得のいく説明や根拠の提示ができるよう努めます。 ・賦課期日1月1日現在の固定資産の状況を把握するため、土地では地番修正、分合筆、画地計算、及び航空写真による地目判読を実施し、また、家屋でも航空写真を活用し、新增築、滅失の異動判読等の基礎資料を作成し、適正かつ公平な評価課税に努めます。	資産税課	平成28年4月から平成29年3月まで

中間報告(取組項目別)

実施状況	特記事項 (課題と解決方法・留意事項など)
<p>1 【適正な予算執行管理】 ・国の「緊急経済対策事業」を積極的に組み入れた15カ月予算の予算執行は、概ね計画どおりに進捗している。今後も引き続き遅延のないよう執行管理に努めます。</p>	<p>今年度の国の補正予算についても、国や県の動向を注視していきます。</p>
<p>2 【補助金等審議会事業】 ・平成29年度予算における新規又は増額となる補助金については、11月から12月にかけて審査を予定しています。</p>	<p>担当課から要求のあった補助金について、予算査定時に内容を聴取します。また、新規補助金、増額補助金については、補助金等審議会のヒアリングを行う予定です。</p>
<p>3 【財政4指標及び決算統計指標の適正化】 ・平成27年度決算における財政健全化4指標の数値は、いずれも早期健全化基準以内で、健全な状態を維持しています。また、経常収支比率も90%を超えないという総合計画の目標値の範囲内で推移しています。 実質公債費率4.1%→4.0%(△0.1%) 早期健全化基準 25.0% 将来負担比率46.0%→45.0%(△1.0%) 早期健全化基準 350.0% 経常収支比率87.3%→86.0%(△1.3%)</p>	<p>将来負担比率については、おおたかの森小中併設校の債務負担行為の支出予定額が減少したことや、市税収入などの伸びにより、標準財政規模が増額したため、指数は1.0%低下となりました。経常収支比率については、市税や地方消費税交付金の伸びなどにより、1.3ポイント減少し86.0%となりました。</p>
<p>4 【健全財政維持条例の制定】 ・先進地である滑川市の健全財政条例の制定経過や内容について視察しました。 ・行財政改革審議会に諮問をし、条例案を提出する予定です。</p>	<p>審議会の意見を踏まえ、条例素案を作成し、平成29年度中にパブリックコメントを実施し、議会に条例案を提出する予定です。</p>
<p>5 【税収納事業】 ・平成27年市税未納者を対象に、5月13日及び6月10日に催告書を送付しました。 ・滞納繰越者を対象に、9月12日に催告書を送付し、9月25日(日)に休日納税相談を実施しました。 ・担税力のある滞納者に対し、預金や給与等の債権を中心に280件の差押を執行しました。 ・うっかり納付忘れを防止するため、電話での納付の呼掛けを293件実施しました。 ・自治大学校へ1名、自治研修センターへ4名など、税務知識の習得のため専門研修に参加しました。 ・毎月1回、課内ミーティングを実施するとともに、毎日終業時間前後に特別収税係及び収税係でミーティングを行い、今日の事業報告や明日の業務内容について確認をし、課題や懸案事項の共有を図りました。</p>	<p>・現年度課税分の年度内納付と滞納繰越額の縮減を図るため、今後も電話催告及び文書催告等を実施します。 ・真摯に納付相談を受けるほか、差押、公売及び換価等の滞納処分を継続的に実施し、徴収率向上に努めます。 ・収納及び徴収に関わる課題を解決するため、県内、近隣市で組織する協議会や研究会等に積極的に参加します。</p>
<p>6 【債権回収対策事業】 ・各債権所管課との連携を緊密に図りながら、高額や悪質など徴収困難事案312債権195名の債権回収対策室への移管を進め、今年度取扱債権は、547債権328名で債権額は288,259,196円となりました。このうちの11.05%に当たる31,844,711円をこれまでに回収済です。 ・法令に基づく各種調査を駆使して、差押可能な財産の発見に力を入れています。 ・差押に当たっては、預貯金29件、給与5件、供託金3件、国税還付金1件といった換価が容易なものを優先的に執行したほか、債権保全のため不動産2件、生命保険13件、自動車1件の差押を執行し、自主納付の促進に努めました。 ・滞納者62名に催告書等を送付し、個別面談において生活実態や収支状況の把握に努めました。 ・休日相談会を実施し、納付納入相談の機会を設けるなど工夫しながら、個々の実情に即した滞納整理に努めました。</p>	<p>・現在、移管滞納者の名寄せ作業などデータの集約は、紙媒体の手作業で進めています。さらなる移管債権の増加に対処するためには、各債権をトータル的に管理する電算システムの改修、統合が必須です。しかし、実施に当たっては、費用対効果の観点から現状では困難で、将来的な課題です。</p>
<p>7 【市民税等賦課事業】 ・税務知識の習得のため、自治研修センターで行われた税務事務研修会へ1名、NOMA行政管理局講座へ1名参加しました。 ・公平な課税を行うよう、個人市民税の未申告者に対し未申告調査を行いました。また、法人市民税の未申告者に対しては現地調査を行います。</p>	<p>・例年多くの税制改正が実施される中、その説明責任を果たすために積極的に研修会に参加し、個々の資質の向上に努めます。 ・未申告通知に反応を示さない未申告者に対し、前々年の勤務先へ調査等を実施し未申告の解消に努めます。</p>
<p>8 【固定資産(土地・家屋)評価基礎調査事業】 ・固定資産税の評価・課税に必要な知識やスキルを習得するため、自治研修センター(3名)、市町村アカデミー(2名)、東京税務協会セミナー(1名)、資産評価システムセンター(2名)の研修会に参加しました。 ・登記所からの権利等異動通知に基づき、納税義務者や課税台帳の異動を行いました。 ・土地では、分合筆や画地計測、地目変更等でデータを7,747件変更しました。 ・家屋では、新築家屋等453棟評価しました。</p>	<p>・固定資産税に関する専門的知識やスキルを習得するため、引続き研修会やセミナーに積極的に参加します。 ・今後、分合筆や家屋評価を更に行うとともに、航空写真により課税客体の適正把握に努めます。</p>

最終報告(取組項目別)

実施状況		特記事項 (課題と解決方法・留意事項など)
1	<p>【適正な予算執行管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の「緊急経済対策事業」を積極的に組み入れた15カ月予算の予算執行は、概ね計画どおりに進捗しました。 	<p>今年度の国の補正予算についても、適正な執行に努め、国から求められている早期執行に努めます。</p>
2	<p>【補助金等審議会事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度予算における新規又は増額要求のあった補助金については、12月に審査を終了し、12月22日付けで答申をいただき、各部署長に通知しました。(A評価:12件、B評価:8件、C評価0件、D評価:0件) 	<p>補助金等審議会の審査後に変更となった補助金等については、3月末に各審議委員に変更内容等を説明する文書を送付します。</p>
3	<p>【財政4指標及び決算統計指標の適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度決算における財政健全化4指標の数値は、いずれも早期健全化基準以内で、健全な状態を維持しています。また、経常収支比率も90%を超えないという総合計画の目標値の範囲内で推移しています。 実質公債費比率4.1%→4.0%(△0.1%) 早期健全化基準 25.0% 将来負担比率46.0%→45.0%(△1.0%) 早期健全化基準 350.0% 経常収支比率87.3%→86.0%(△1.3%) 	<p>将来負担比率については、おおたかの森小中併設校の債務負担行為の支出予定額が減少したことや、市税収入などの伸びにより、標準財政規模が増額したため、指数は1.0%低下となりました。経常収支比率については、市税や地方消費税交付金の伸びなどにより、1.3ポイント減少し86.0%となりました。</p>
4	<p>【健全財政維持条例の制定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進地である滑川市の健全財政条例の制定経過や内容について視察しました。 ・行財政改革審議会に諮問をし、条例案を提出し、審議中です。 	<p>審議会の意見を踏まえ、条例素案を作成し、平成29年度中にパブリックコメントを実施し、議会に条例案を提出する予定です。</p>
5	<p>【税収納事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現年度分未納者を対象に6月及び12月に納付書付き催告書を送付しました。 ・窓口納税相談の機会を増やすため、滞納繰越者を対象に送付した催告書に合わせ9月25日(日)に休日納税相談を実施しました。 ・これまでの現年度課税未納者に対しての電話による納付呼掛けに併せて、新たに住民税の県下一斉特徴制度開始に伴う未納新規事業所に対して、電話による納入の催告を実施しました。 ・催告しても相談・納付に応じない者に対して、預貯金や給与等の債権を中心に535件の差押処分を執行しました。 ・自治大学校(1名)・市町村アカデミー(2名)、自治研修センター(3名)及び民間の主催によるセミナーに参加し、スキルアップを図りました。また、先進自治体である大阪市あべの市税事務所及び伊丹市の行政視察を実施し、新たな滞納整理事務の手法等を学びました。 ・課内ミーティングを毎月1回実施のほか、新たに毎終業前に係内ミーティングを実施し、意思統一と懸案事項の協議等、情報の共有を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税相談者に対しては、真摯に対応する一方で、催告に対して何等反応のない者に対しては積極的に差押処分を実施します。 ・搜索や公売等についても、その実施内容や対象案件を検証し、適宜執行します。 ・滞納整理に関する課題を解決するために、各種研究会及び研修会に積極的に参加し、スキルアップを図るとともに徴収率の向上に努めます。
6	<p>【債権回収対策事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度は、移管予告通知の発送など債権所管課とともに徴収一元化に向けた作業を進め、最終的に206名329債権、債権額にして90,843,656円の移管を受けました。これにより滞納繰越分実質取扱債権は、344名573債権、債権額302,543,246円となります。 ・これらの債権について、新規移管者だけでなく継続案件についても改めて面談や財産調査を行い収支状況の把握に努めました。 ・今年度より滞納処分を強化し、預貯金や給与・年金など換価容易な財産の差押を優先的に執行しました。 ・徴収困難事案については、搜索や自動車・賃料の差押など新たな滞納処分に取り組みました。 ・高額案件を含め111名144債権が完納になるなど、平成29年2月末現在の徴収額は、87,869,309円となっています。今年度末の最終徴収額は、9,500万円(徴収率30%超で過去最高)を見込んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・差押にあたっては、滞納額に見合う財産で換価の容易なものを優先的に選定し、その実効性を高める必要があります。 ・財産調査等で滞納者の職業、収入、資産等の情報を十分掌握することによって、滞納者の不誠実な言い逃れを許さない態勢の構築を目指します。 ・搜索、自動車・動産の差押、インターネット公売の日常化に取り組みます。 ・滞納者への財産調査、実態調査、面談による状況の把握等に努めつつ、公金債権に係る徴収金負担能力のない者は、速やかに滞納処分の執行停止を検討します。
7	<p>【市民税等賦課事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務知識の習得のため、NOMA行政管理講座に2名、自治研修センターで行われた税務事務研修会へ2名、市町村アカデミー研修に2名、千葉県都市税務協議会市民税部会に1名、法人市民税部会に1名、その他東葛税務研究会各種研修に8名参加しました。 ・公平な課税を行うよう、個人市民税の未申告者に対し7月に未申告通知を送付し、9月には申告調査、扶養否認処理を行い、11月には前年度所得のあった未申告者の重点調査を行い、再度未申告通知を行いました。法人市民税の未申告者に対しては12月に県税事務所法人市民税の申告状況調査、法務局で法人登記の確認調査を行い、更に現地調査や文書催告で未申告法人の減少に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税制改正や確定申告等の説明責任を果たすため、多くの職員が積極的に研修会に参加し、個々の資質の向上に努めます。 ・未申告通知に反応を示さない未申告者に対し、勤務先等への電話催告や前年度収入があった者に絞った催告等、工夫を凝らし実施することにより未申告の解消に努めました。 ・所得税の確定申告書の受け付けの早期化及び2月に2回の日曜日開庁を行うなど市民の利便を図りました。
8	<p>【固定資産(土地・家屋)評価基礎調査事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員研修等の参加により、税務職員として固定資産評価基準並びに評価の方法及び手続の正確な知識の習得に努めました。 ・法務局からの権利等異動通知や現地調査により、課税台帳に登録されている所有者や地目、地積、構造、床面積等の事項を異動しました。 ・土地については、分合筆、画地計測及び地目変更等に関して18,720件の変更を行いました。 ・家屋については、新築家屋や増築家屋で1,380棟の評価を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者の方に親切丁寧に納得(根拠の提示等)のいく説明ができるよう、職員個々のスキルアップを図りました。 ・公平適正な評価・課税を行なうため、航空写真による土地及び家屋の異動判読(前年度との比較)を行うなど、航空写真の効果的な活用方法に努めます。

D1 施策の進捗と方向性 (各課長記入)

指標名		単位	取得方法	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度
1	公債費負担比率	%	業務取得	目標値	15%未満	15%未満	15%未満	15%未満
				実績値	10.9	年度終了後確定		
	【算出式】「公債費充当一般財源(一時借入金利息、転貸債及び繰上償還額を含む)」÷「一般財源総額」×100							
	目標値の達成状況	左記の理由・背景						
指標名		単位	取得方法	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度
2	経常収支比率	%	業務取得	目標値	90%未満	90%未満	90%未満	90%未満
				実績値	86.0	年度終了後確定		
	【算出式】「経常経費に充当される一般財源」÷「経常一般財源の額」×100							
	目標値の達成状況	左記の理由・背景						
指標では表すことができない定性的な成果 (各課長記入)								
1	賦課期日(1月1日)頃に航空写真の撮影を実施し、課税客体の把握に努めています。							
他自治体(近隣他市、沿線他市)と比較して優れている点・劣っている点 (各課長記入)								
1	平成27年度の経常収支比率については、千葉県内37市中7位の86.0%となっています。このことは、常に経常経費の抑制に留意している結果が表れているものと認識しています。経常収支比率の低さは、投資的経費に回せる一般財源が大きいことを意味し、人口増加が見込まれる流山市にとって、ひとつの強みといえます。							
今後の方向性(翌年度以降の取組・課題など) (部局長記入)								
1	公債費負担比率は、人口増加に伴う大型公共工事の推進により、地方債残高は増加していますが、人口増加に伴う税収増や金利負担の減少などにより、近年低下しています。一方、経常収支比率は、保育運営委託料や子ども医療費の増加により、今後、指数が増加することが予想されますが、良好な数値を維持できるよう努めます。							

【E欄の見方】

E欄は、各部局がA欄からD欄で担う施策を実現していくにあたり、配慮すべき共通の経営視点として位置づけた「市行財政改革・改善（カイゼン）プラン」（平成28年度から）の改革・改善項目の取り組み内容をあらわしています。各部局内で、改革・改善（カイゼン）できる項目を選択し、取り組み内容を記載しています。E欄の改革・改善項目は「1 歳入確保・歳出削減に係る改革・改善」「2 市民及び市民団体との連携・協働の推進」「3 事業の改革・改善、業務改善、職場改善」です。各部局はA～D欄の施策を実現するにあたり、各部局ごとにE欄に配慮し、A～Dを実現します。

E 「流山市行財政改革・改善（カイゼン）プラン」の取組内容（各課長記入）

【プランに該当する指標一覧】

該当する項目にチェックを入れ、下記フォーマットを入力願います。

改革・改善項目		チェック欄
1. 歳入確保・歳出削減に係る改革・改善		
(1) 税、保険料、負担金等の設定・収納に係る改革・改善		○
(2) 税外収入の拡充		○
(3) 健全な財政運営の維持		○
(4) 公有財産の有効活用		
2. 市民及び市民団体との連携・協働の推進		
(1) 行政情報の発信充実		
(2) アウトソーシングの推進		
(3) 産学官の連携		
(4) 協働・連携事業の拡大充実		
3. 事業の改革・改善、業務改善、職場改善		
(1) 事業の改革・改善（カイゼン）		
(2) 事務改善（カイゼン）		○
(3) 職場改善（カイゼン）		○
(4) 職員の育成		○

施策内容		
1	大項目	1. 歳入確保・歳出削減に係る改革・改善
	小項目	(1) 税、保険料、負担金等の設定・収納に係る改革・改善
	取組	<p>・市税の減免については、地方税法及び市税条例等に基づき対応しているが、その運用については、個々の担税力に着目して、真にその能力があるかどうか慎重に判断し、安易に減免することなく、徴収猶予、納期の延長、分割納付等による納付方法も考慮し、市税の適正な負担に努めます。</p> <p>・滞納整理を進めるうえで、滞納者の生活実態や経済環境を把握することは重要なことから、休日の納税相談など滞納者との接触機会を増やす効果的な手法を拡大します。また、納税相談に応じない悪質な滞納者には財産の差押えを執行し、税の公平な負担や納税の義務を理解して頂くよう努めます。</p>

施策内容		
	中間報告	<p>減免を実施するに当たり、条例及び事務取扱規程に基づき対応しました。</p> <p>【市民税課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税 2件 38,700円 ・法人市民税 37件 1,850,000円 ・軽自動車税 342件 2,619,000円 <p>【資産税課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 15件 298,500円 ・NPO活動法人 11件 2,440,000円 ・火災 7件 239,700円 ・自転車駐車場ほか 7件 4,951,900円 <p>滞納徴収対策の推進を図りました。</p> <p>【税制課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納繰越分に係る催告書の送付に合わせ、9月25日(日)に休日納税相談を実施しました。 ・担税力のある滞納者に対し、預金、給与等の債権を中心に280件の差押を執行しました。 ・滞納処分を目的として、滞納者の店舗の搜索を1件実施しました。
	最終報告	<p>減免を実施するに当たり、条例及び事務取扱規定に基づき対応しました。</p> <p>【市民税課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税 9件 268,200円 ・法人市民税 37件 1,850,000円 ・軽自動車税 342件 2,619,000円 <p>【資産税課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 16件 310,000円 ・NPO活動法人 11件 2,440,000円 ・火災 7件 239,700円 ・自転車駐車場ほか 8件 5,227,900円 <p>滞納徴収対策の推進及び納付機会の充実を図りました。</p> <p>【税制課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税の公正・公平性を確保するため、換価が容易な預貯金・給与の債権を中心に535件の差押処分を執行しました。 ・財産調査を行うも財産が確認できなかった滞納者に対して、自宅等の搜索を4件実施しました。 ・口座振替推進のため、平成28年中に新築マンションを取得した方を中心に延329名の方に対し、口座振替制度を案内しました。 ・身近な場所で時間の制約が少ないコンビニ納付の利用が94,746件ありました。 ・納税者の納付手段の拡大と利便性の向上を図ることを目的に、平成29年度からインターネットを利用したクレジットカードによる納付方法を導入する準備を進めています。
2	大項目	1. 歳入確保・歳出削減に係る改革・改善
	小項目	(2) 税外収入の拡充
	取組	・財政白書を有料販売します。
	中間報告	・1冊の販売です(一部 1,000円)
	最終報告	・5冊の販売です(一部 1,000円)

施策内容		
3	大項目	1. 歳入確保・歳出削減に係る改革・改善
	小項目	(3) 健全な財政運営の維持
	取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地方債の発行にあたっては、必要最小限の借入に留めるとともに、後年度交付税に算入される地方債を中心に発行します。 ・財務諸表の作成にあたっては、総務省から提供された標準ソフトウェアが一部無償提供されていることから、準備作業とともに、平成28年度決算での作成を目指して、準備作業を進めていきます。
	中間報告	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度の地方債発行の1次同意に向けて、千葉県に申請しました。 ・統一的基準に基づいた固定資産台帳の整備について、財産活用課及びシステム業者と打ち合わせを行いました。
最終報告	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度の地方債の発行予定については、58億4,280万円を借入し、地方債残高は、491億6,103万円の予定です。 ・統一的基準に基づいた固定資産台帳や財務諸表の作成にあたっては、平成28年度決算での作成を目指していることから、関係各課と連携し作成の準備を進めています。 	
4	大項目	3. 事業の改革・改善、業務改善、職場改善
	小項目	(2) 事務改善
	取組	<ul style="list-style-type: none"> ・予算編成においては、部局長による部内査定を実施し、経常経費、政策経費の予算要求にあつては、部長査定を行い、示達される枠内に収まるよう調整します。
	中間報告	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度予算編成方針が10月3日に市長から示達されました。 ・部局長は、部局内経営会議を開催し、行財政改革の断行と事業の重点化等を図り、部局の最高責任者として適切なマネジメントを行い、部局内の予算調整を行う予定です。
最終報告	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度予算編成において、各部局長は、部局の最高責任者として、部内の政策的経費の予算調整を行いました。その後、財政部において、各部局の査定を行いました。 	
5	大項目	3. 事業の改革・改善、業務改善、職場改善
	小項目	(3) 職場改善
	取組	職場内の整理、整頓を行い、有効利用できるスペースを確保します。
	中間報告	<ul style="list-style-type: none"> ・棚やファイリングキャビネットの上などに保管していた書類等を整理し、事務室内の整理整頓を実施しました。
	最終報告	<ul style="list-style-type: none"> ・棚やファイリングキャビネットの上などに保管していた書類等を整理し、事務室内の整理整頓を実施しました。

施策内容		
6	大項目	3. 事業の改革・改善、業務改善、職場改善
	小項目	(4) 職員の育成
	取組	<p>・マネジメント能力の形成 人材育成課によるマネジメント研修や外部研修に積極的に参加します。また、定期的に部内会議、課内ミーティングを実施し、職員相互の課題や知識、情報の共有化が図られる体制を整え、自己マネジメント能力の向上に努めます。</p> <p>・専門知識の習得 税部門では、複雑化、多様化する課税・徴収事務に対応できる専門知識が求められており、地方税法等の改正に伴う課税・徴収等の技術の習得や情報収集が重要となります。このため、人材育成課による研修や外部の専門研修に積極的に参加させるとともに、効果的な方法で情報の共有化及び知識の向上が図れるよう努めます。財政部門においても、自治大学校をはじめ、市町村アカデミー等の各種研修会、また、庁内研修、更には、課内の自主的な研修等、さまざまな機会をとらえ、専門知識の習得に努めます。</p>
	中間報告	<p>・PDCAを念頭においた行政管理を実行するため、毎月、月初めに、部長と各課の係長以上とのミーティングを実施するとともに、定期的に課内ミーティングを開催させ、情報の共有化を図る体制を整え、マネジメント能力の向上に努めました。</p> <p>・自治大学校、自治研修センター及びNOMA行政管理講座等の各種研修会や会議等に積極的に参加させるなど、個々のスキルアップに努めています。</p>
	最終報告	<p>・納税者の税に対する関心は高まり、職員には高度な専門知識が要求されています。また、毎年のように税制改正が行われ、課税・徴収事務は複雑化していることから、職員の知識や能力の向上に向け、自治大学校、自治研修センター、市町村アカデミー及びNOMA徴収事務研修等の各種専門研修に積極的に参加させ、個々のスキルアップとともに研修情報の共有化により全体のボトムアップを図りました。</p>